

飯田下伊那医療情報連携システム運用規程

(目的)

第1条 この規程は、飯田下伊那医療情報連携システム（以下「**連携システム**」という。）の適切な及び運用に関する必要な事項を定めることにより、**連携システム**の安全な運用、医療情報等の機密性及び安全性の確保し、もって地域の医療と介護の適正かつ円滑な連携に資することも目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 参加施設

連携システムに参加する医療機関等（病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション）、介護関係事業者等（福祉関係事業者等）の施設

(2) 施設責任者

参加施設の長

(3) 利用者

参加施設に所属し、**連携システム**を利用して患者等の医療情報等を参照又は提供する職員

(4) 患者等

患者及び介護 - 福祉サービス利用者

(5) ネットワーク基盤

日本電気株式会社提供する地域医療連携ネットワークサービス（**連携システム**（以下「**連携システム**」という。）に接続するために必要な、共に記載する情報管理機器、情報通信機器等で構成した設備

〔 **連携システム** アプリケーション、ファイアーウォール機器、管理サーバ、H2スイッチ、H2サーバ、バックアップストレージ、VPNルータ、その他付属する機器

(6) 医療情報等

ア 氏名、性別、生年月日、住所

イ 医療機関等における診療録、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、ネットワーク管理、紹介状、入院期間中の診療録等の要約、調剤録、ほか診療に関する記録

ウ 介護関係事業者等におけるケアプラン、サービス提供に关する記録、提供したサービス内容等の記録、要約の状況等の記録、ほか介護 - 福祉サービスに関する記録